

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その
翌日)

目 次

◆訓 令 平成三年度全国高等学校総合体育大会・第四十一回全国
教委訓令 高等学校スキー大会鳥取県実施本部設置規程

訓 令

教育委員会訓令

鳥取県訓令第四号
鳥取県教育委員会訓令第五号

平成三年度全国高等学校総合体育大会・第四十一回全国高等学校スキー
大会鳥取県実施本部設置規程を次のように定める。

平成三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次
鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成三年度全国高等学校総合体育大会・第四十一回全国高等学校ス
キー大会鳥取県実施本部設置規程

(設置)

第一条 平成三年度全国高等学校総合体育大会・第四十一回全国高等学校
スキー大会を円滑に運営するため、平成三年度全国高等学校総合体育大
会・第四十一回全国高等学校スキー大会鳥取県実施本部（以下「実施本
部」という。）を設置する。

(組織及び分掌事務)

第二条 実施本部に別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、
それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌
事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(職制)

第三条 実施本部に本部長、副本部長及び参与を置く。

2 本部長は、副知事にある者をもって充てる。

3 副本部長は、総務部長及び教育委員会教育長の職にある者をもって充
てる。

4 参与は、出納長の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、実施本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじ
め本部長が定める順位によりその職を代行する。

7 参与は、実施本部の運営に参画する。
 8 本部長は、特命事項を分担させるため、必要があると認めるときは、本部付を置くことができる。

第四条 部に部長及び副部長を、班に班長を置く。

2 部長、副部長、班長は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、上司の命を受け、部の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が定める順位によりその職務を代行する。

5 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(班員)

第五条 班員は、班長の所属する課又は室の職員(前条第二項の規定により、班長に充てられる者を除く。)をもって充てる。

2 別表第四の上欄に掲げる班の班員は、前項に規定する職員のほか、同表の下欄に掲げる課又は地方機関の職員をもって充てる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、前二項に規定する職員以外の職員を班員とすることができる。

4 班員の事務分担は、班長が定める。

(委任)

第六条 この訓令に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成三年十二月六日から施行する。
 2 この訓令は、平成四年二月十五日限り、その効力を失う。
 別表第一(第二条関係)

総務部	競技式典部	施設部	輸送交通警備部	宿泊衛生部
一 実施本部の総括に関すること。 二 関係機関等との連絡調整に関すること。 三 大会役員及び競技会役員の編成に関すること。 四 大会役員、競技会役員及び競技役員への受付に関すること。 五 広報及び報道に関すること。 六 その他他部の主管に属しないこと。	一 競技役員への編成に関すること。 二 競技記録の収集及び速報に関すること。 三 総合成績に関すること。 四 開・閉会式典の実施に関すること。	開・閉会式場及び競技会場の施設等の設置及び管理に関すること。	一 選手団、役員等のバス輸送に関すること。 二 開・閉会式場、競技会場等における交通規制に関すること。 三 開・閉会式場及び競技会場における警備に関すること。	一 選手、監督、視察員等の配宿等の調整に関すること。

別表第二(第二条関係)

- 二 開・閉会式及び競技会場における食品衛生及び環境衛生に関すること。
- 三 開・閉会式及び競技会場における医療救護に関すること。
- 四 案内所の運営に関すること。

総務部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 実施本部の総括に関すること。 二 文部省、全国高等学校体育連盟その他の関係機関との連絡調整に関すること。 三 監督会議及び視察員説明会に関すること。 四 組織委員会の運営に関すること。 五 大会役員及び競技会役員の編成に関すること。 六 大会参加者に配布する資料の作成に関すること。 七 自衛隊との連絡調整に関すること。 八 県有車の運行計画に関すること。 九 その他他部及び部内他班の主管に属しないこと。
報道 広報班	受付 案内班	<ul style="list-style-type: none"> 一 大会役員の受付及び資料の配布に関すること。 二 競技会役員の受付及び資料の配布に関すること。 三 競技役員の受付に関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> 一 報道員控室の管理に関すること。 二 全国報道者会議に関すること。 三 記者会見、記者発表その他広報に関すること。

競 技
式典部

式典班	会場班	公 式 記録班	記 録 総務班	競 技 班	総 務 班	
<ul style="list-style-type: none"> 一 開・閉会式式典の進行に関すること。 二 場内放送に関すること。 三 放送指令室に関すること。 四 競技役員及び選手団の受付及び集合に関すること。 五 都道府県旗用旗竿の配布に関すること。 六 選手団整列及び誘導に関すること。 七 プラカードの管理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 会場設営及び会場装飾に関すること。 二 一般観覧者の整理誘導に関すること。 三 会場及び会場周辺の環境美化に関すること。 四 輸送交通警備部との連絡調整に関すること。 五 放送施設の管理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合成績の算出に関すること。 二 競技記録の印刷及び整理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 競技記録の収集に関すること。 二 競技記録の速報に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 競技役員の養成及び編成に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 部内各班の総合調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 四 報道員に対する撮影誘導及び資料の配布その他報道員に関すること。 五 記録写真の撮影に関すること。

<p>警備部</p>	<p>輸 送 交 通</p>	<p>施設部</p>	
<p>交通 対策班</p>	<p>輸送班</p>	<p>施設班</p>	
<p>一 開・閉会式場及び競技会場の周辺における交通規制に関すること。</p>	<p>一 案内標識の設置及び点検に関すること。 二 選手団、役員、出演者、観覧者等のバス輸送に関すること。 三 駐車場における車両及び乗降者の整理誘導に関すること。</p>	<p>一 開・閉会式場の仮設施設、案内所等の仮設物の設置及び管理に関すること。 二 案内板、歓迎装飾等の設置及び管理に関すること。 三 開・閉会式場及び競技会場における電話設備の管理に関すること。 四 開・閉会式場及び競技会場における電気設備の管理に関すること。</p>	<p>八 煙火の打上げに関すること。 九 国旗、大会旗、競技団体旗、都道府県旗等の掲揚及び降納に関すること。 十 表彰及び賞状の授与に関すること。 十一 宣誓者の誘導に関すること。 十二 吹奏楽隊、合唱隊及び鼓隊の誘導、整列及び演出に関すること。</p>

<p>警備部</p>	<p>消防</p>	<p>宿泊 衛生部</p>	
<p>接伴班</p>	<p>消防 警備班</p>	<p>宿泊 警備班 総務班</p>	
<p>一 案内所の運営に関すること。 二 競技会場等における湯茶の接待に関すること。 三 弁当引換えに関すること。</p>	<p>一 案内所の運営に関すること。 二 競技会場等における湯茶の接待に関すること。 三 弁当引換えに関すること。</p>	<p>一 開・閉会式場及び競技会場における食品衛生の指導に関すること。 二 開・閉会式場及び競技会場における環境衛生に関すること。</p>	<p>一 消防施設の火災予防に関すること。 二 開・閉会式場及び競技会場における警備に関すること。</p>

別表第三(第四条関係)

総務部長 総務部副部長 総務部総務班長 総務部受付案内班長 総務部報道広報班長 競技式典部長 競技式典部副部長 競技式典部総務班長 競技式典部競技班長 競技式典部記録総務班長 競技式典部公式記録班長 競技式典部会場班長 競技式典部式典班長 施設部長 施設部副部長 施設部施設班長 輸送交通警備部長 輸送交通警備部副部長 輸送交通警備部総務班長 輸送交通警備部輸送班長 輸送交通警備部交通対策班長 輸送交通警備部消防警備班長 宿泊衛生部長	総務部長 総務部次長及び教育委員会事務局次長 教育委員会事務局国民体育大会推進室長 総務部税務課長 総務部広報文書課長 教育委員会教育長 教育委員会事務局次長 教育委員会事務局総務課長 教育委員会事務局体育保健課長 教育委員会事務局総務課長 教育委員会事務局教職員課長 教育委員会事務局生涯学習課長 教育委員会事務局指導課長 民生部部長 民生部次長 民生部社会課長 土木部長 土木部次長及び農林水産部次長 土木部管理課長 土木部道路課長 土木部河川課長 農林水産部農政課長 衛生環境部長
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第四(第五条関係)

宿泊衛生部副部長 宿泊衛生部宿泊総務班長 宿泊衛生部衛生班長 宿泊衛生部救護班長 宿泊衛生部接伴班長	衛生環境部次長 衛生環境部衛生課長 衛生環境部衛生課長 衛生環境部医療課長 衛生環境部自然保護課長
総務部 総務班 総務部 受付案内班 総務部 報道広報班 競技式典部 記録総務班 競技式典部 会場班 競技式典部 式典班	鳥取県西部県税事務所 鳥取県東部県税事務所 鳥取県中部県税事務所 鳥取県西部県税事務所 鳥取県中部県税事務所 鳥取県西部県税事務所 鳥取県中部県税事務所 鳥取県西部県税事務所 鳥取県中部県税事務所 鳥取県西部県税事務所 鳥取県西部教育研修センター 教育委員会事務局福利課 鳥取県埋蔵文化財センター 教育委員会事務局総務課 教育委員会事務局教職員課 教育委員会事務局同和教育課 教育委員会事務局体育保健課

<p>宿泊衛生部宿泊総務班</p>	<p>輸送交通警察部消防警備班</p>	<p>輸送交通警察部交通対策班</p>	<p>輸送交通警察部輸送班</p>	<p>輸送交通警察部総務班</p>	<p>施設部施設班</p>	<p>教育委員会事務局文化課 中部教育事務所 西部教育事務所 鳥取県教育研修センター</p>
<p>鳥取県根雨保健所 鳥取県米子保健所</p>	<p>鳥取県日野地方農林振興局 鳥取県米子地方農林振興局 鳥取県倉吉地方農林振興局</p>	<p>鳥取県米子土木事務所 鳥取県倉吉土木事務所</p>	<p>鳥取県根雨土木事務所 鳥取県米子土木事務所 鳥取県倉吉土木事務所 鳥取県日野地方農林振興局</p>	<p>鳥取県米子土木事務所</p>	<p>鳥取県中部福祉事務所 鳥取県西部福祉事務所 鳥取県米子児童相談所</p>	<p>鳥取県米子保健所 鳥取県米子保健所</p>

<p>宿泊衛生部救護班</p>	<p>鳥取県米子保健所</p>
<p>宿泊衛生部衛生班</p>	<p>鳥取県米子保健所</p>

登了所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】